

平成28年 第5回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成28年5月12日(木) 午後1:30~午後2:30

2. 場 所 : 山村開発センター1階 中会議室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	1	畠山 賢悦
”	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委員	4	長井 進
”	5	佐藤 光男
”	6	坂根 重友
”	7	小澤 守昭
”	8	谷地村 久人

4. 欠席委員 (1人)

5. 会議書記 事務局総括主幹 本間 由美子

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第3号 農地使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 報告第4号 農地法第3条第6項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について

日程第5 報告第5号 新郷村農業委員会の選任に関する規則及び新郷村農業委員会の候補者評価委員会運営規定の告示の報告について

日程第6 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第7 議案第11号 新郷村農業委員会の委員等の定数に関する条例の施行に伴い新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程(案)及び新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱(案)について

日程第8 議案第12号 平成27年度農業委員会活動の点検評価(案)について

(平成 28 年第 5 回 5 月の総会)

議 長	<p>会議に入る前に、農業委員会憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、2 番、小坂 敏君にお願いします。</p>
	(農業委員会憲章の唱和)
議 長	<p>本日の出席委員数は 9 名で、定足数に達しておりますので、これより平成 28 年第 5 回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名とすることでご異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、5 番 佐藤 光男君 並びに 7 番 小澤 守昭君を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に日程第 2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議 長	次に、日程第 3 報告第 3 号 農地使用貸借合意解約書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>3 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 3 報告第 3 号 農地使用貸借合意解約書の受理について このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を 1 件受理したので、報告いたします。</p> <p>4 ページ、受付番号第 3 号の合意解約書の写しは、今後の売買のため、親子間で解約をするものです。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	次に日程第 4 報告第 4 号 農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>5 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 4 報告第 4 号 農地法第 3 条第 6 項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の受理について 解除条件付きの賃貸借をした個人または法人は毎事業年度の終了後 3 月以内に利用状況報告書を農業委員会に提出することになっております。そこで今回 6 ページと 12 ページの報告書にあるとおり有限会社と財団法人の 2 カ所から報告がありました。</p>

	<p>有限会社の平葎建設ではそば、小麦、水稻、ニンニク等を作付しております。また財団法人のふるさと活性化公社は甘草を作付しております。農地の所在、地目、面積、生産数量などについては有限会社は 6 ページから 11 ページ、財団法人は 12 ページから、14 ページの報告書のとおりとなっております。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第 5 報告第 5 号 新郷村農業委員会の選任に関する規則及び新郷村農業委員会の候補者評価委員会運営規定の告示の報告について、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>15 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 5 報告第 5 号 新郷村農業委員会の選任に関する規則及び新郷村農業委員会の候補者評価委員会運営規定の告示の報告について</p> <p>新郷村農業委員会の委員等の定数に関する条例の施行に伴い別紙のとおり新郷村掲示板に新郷村農業委員会の選任に関する規則及び新郷村農業委員会の候補者評価委員会運営規定の告示を 5 月 9 日にしたので報告いたします。</p> <p>16 ページから 21 ページには新郷村農業委員会の選任に関する規則についてであります。内容は、農業委員の募集等の資格及び手続きについて定めたものです。また、22 ページから 23 ページには新郷村農業委員会の候補者評価委員会運営規定であります。内容は、新郷村農業委員会の委員候補者評価委員会の組織及び運営について定めたものです。</p> <p>以上で報告をおわります。</p>
議長	<p>次に日程第 6 議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号 11 号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>24 ページをお開きください。</p> <p>日程第 6 議案第 10 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法第 3 条の規定により、別紙のとおり農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は、売買 1 件、使用貸借が 1 件、合計 2 件であります。</p> <p>25 ページをお開き下さい。</p> <p>受付番号 11 号の農地法第 3 条の許可申請は、売買によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P26 農地法 3 条 1 項の調査書、P27 許可申請書の写し、P28 申請地の位置図、</p>

	<p>を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>譲受人は隣地にも農地を所有しており、集約のために売買申請をされたものです。また別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第11号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 長井委員から報告を求めます。</p>
長井委員	<p>議案第10号 受付番号11号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号11号の申請地の地目は畑であり、売買後も畑としてとして利用するということでもあります。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>引き続き、日程第6 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号12号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>P29、受付番号12号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借によるものであり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。</p> <p>また、P30 農地法3条1項の調査書、P31 許可申請書の写し、P32 使用貸借契約書写し、P33 申請地の位置図、を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>申請地箇所は、譲受人が事業拡大のため、新たに農地を借り入れるものです。また別紙農地法第3条の調査書記載のとおり、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上受付番号第12号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を担当の4番 長井委員から報告を求めます。</p>

長井委員	<p>議案第10号 受付番号12番の、現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号12号の申請地の地目は畑であり、借り受け後も畑としてとして利用する と言うこととあります。</p> <p>また、利用状況からみても特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問 題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明及び現地調査結果報告について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>質疑意見なし</p>
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第10号の受付番号11号から12号については、申請のとおり許可すること にご異議ありませんか。</p>
	<p>異議なし</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第10号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に日程第7 議案第11号 新郷村農業委員会の委員等の定数に関する条例 の施行に伴い新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程(案)及 び新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱(案)についてを 議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>34ページをお開き下さい。</p> <p>日程第7 議案第11号 新郷村農業委員会の委員等の定数に関する条例の施 行に伴い新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程(案)及び新 郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱(案)について</p> <p>35ページから39ページに新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任関 する規程(案)を記載しています。主なる内容は、農地利用最適化推進員の応募資格及び 手続きについて定めたものです。また、40ページには新郷村農業委員会の農地利用 最適化推進委員の選考に関する要綱(案)を記載しています。内容は、農地利用最適化 推進委員の選考について要綱を定めたものです。</p> <p>なお、今日の総会でご承認を頂きましたら、規程(案)及び要綱(案)を公布いたし ますので、ご了承願います。</p>

議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 1 1 号 新郷村農業委員会の委員等の定数に関する条例の施行に伴い新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規程(案)及び新郷村農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考に関する要綱(案)について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 1 1 号は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に日程第 8 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度農業委員会活動の点検評価ついてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>4 1 ページをお開き下さい。</p> <p>日程第 8 議案第 1 2 号 平成 2 7 年度農業委員会活動の点検報告(案)について「農業委員会の適切な事務実施について」(平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農水省経営局長通知)に基づき、別紙の平成 2 7 年度点検・評価(案)の公表について農業委員会の意見を求めるとありますので、平成 2 7 年度点検・評価(案)については P 42～資料のとおり新郷村の HP 上で 4 月 1 日から 5 月 7 日まで地域農業者から意見を募集しました。その結果、意見及び要望など何も無かったので今回の総会で審議後これらの決定した内容について新郷村の HP 上で公表することになりますのでご理解をお願いします。</p> <p>以上説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第 1 2 号は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第12号は原案のとおり決定することに決定しました。</p>
	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成28年 第5回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

議 長

署名者

署名者